

年金受給開始年齢の引き上げにより 60歳前後の就業状況はどう変わったのか

高山 憲之

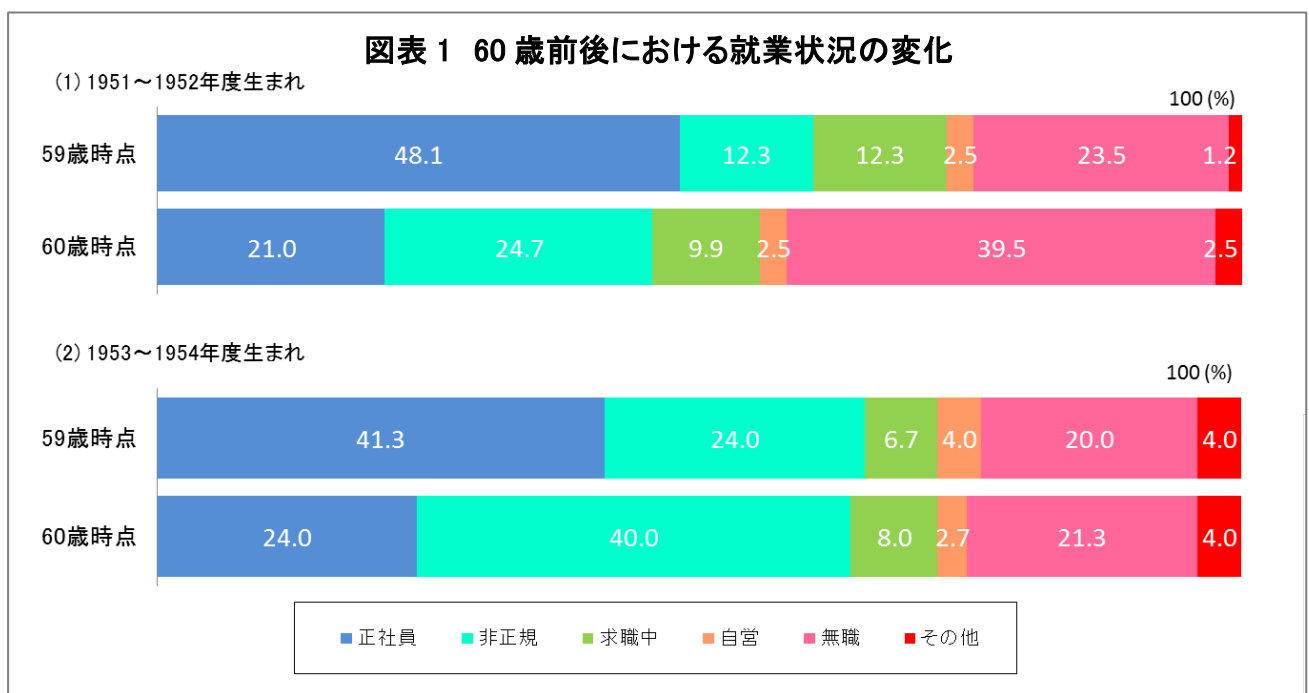
(公財)年金シニアプラン総合研究機構研究主幹・一橋大学名誉教授

2016年2月

2013年4月から厚生年金保険における報酬比例部分（いわゆる2階部分）の法定受給開始年齢が男性の場合、60歳から61歳に引き上げられた。一方、その定額部分（いわゆる1階部分）は2013年4月時点において、すでに65歳に引き上げられていた。この報酬比例部分に係る法定の受給開始年齢引き上げによって、60歳前後の就業状況がどのように変わったのかを、アンケート調査の結果を使い、調べてみた。利用したアンケート調査は2015年12月に実施された「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」（フォローアップ調査：研究代表者は小塩隆士教授）である。

集計に用いたサンプルは厚生年金保険に20年以上加入していた実績のある1951～1954年度生まれの男性156人である。サンプル数が少ないので、他のデータで再検討する余地があるものの、以下のように興味深い結果が得られた。

まず第1に、59歳から60歳にかけて、それまで多数派を占めていた正社員の割合が減り、非正規や無職の人が増えていた。ちなみに1951～1952年度生まれの場合、59歳時点で48%を占めていた正社員割合は60歳時点で21%へと半分以下に急減していた。また1953～1954年度生まれの場合、その変化は41%→24%であった。日本では定年を60歳と定めている企業が今でも圧倒的に多い。正社員割合が60歳を境に急減しているのは、そのためであろう。



出所)「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(2015年12月調査)

注) 厚年加入240ヶ月以上の男性サンプル(156人)。各年4月時点のデータであり、「59歳(60歳)時点」には例外的に4月生まれの60歳(61歳)の人が含まれる。正社員は役員を含む。非正規はパート・アルバイト・派遣・契約社員・嘱託。

第2に、報酬比例部分に係る法定の受給開始年齢が60歳であった1951～1952年度生まれの場合、60歳で無職になるサラリーマン男性が40%弱に達し、最多となっていた。一方、上記の受給開始年齢が61歳に引き上げられた1953～1954年度生まれの場合、60歳時点では非正規で就業していた人が最も多く、40%を占めていた。このコーホートの場合、60歳時に無職の人は21%強にとどまり、その割合は59歳時点(20%)とほとんど変わりがなかった。

つまり、年金の受給開始年齢が引き上げられると、正規が非正規かは別として、就業しつづける人が増える。図表1では、正規と非正規を合わせた60歳時の就業者割合が46%弱から64%へと増大していた。

念のため、60歳時点における厚生年金保険加入率をコーホート別に調べてみた。その結果が図表2である。それによると、1951～1952年度生まれの場合、60歳時点における厚生年金保険加入率は38%強であったが、1953～1954年度生まれの場合、その割合は56%に上昇していた(注1, 2)。

図表2 60歳時点の厚生年金保険加入率

生年度	1953～1954		1951～1952	
2015年度末の年齢	61～62歳		63～64歳	
報酬比例部分 法定受給開始年齢	61歳		60歳	
サンプル数	75		81	
60歳時における 厚生年金保険加入	N	%	N	%
	42	56.0	31	38.3

出所)「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(2015年12月調査)

注) 男性61～64歳(2015年度末年齢)、厚年加入240ヶ月以上のサンプル(156人)

厚生労働省年金局や多くの年金有識者が「年金の受給開始年齢を引き上げても年金財政には影響しない(長期的な年金総額は変わらない)」と、この間、説明してきた(注3)。しかし、上記のファインディングが事実であるとすれば、話は少し変わってくる。

受給開始年齢が引き上げられたとき、厚生年金保険に加入しながら就業しつづける人が増えれば、その分だけ年金保険料の収入総額も増えることになり、年金財政には必ずプラスの効果が発生するはずだ。マクロ経済スライド発動下では、その分、給付水準の実質低下幅を少なくすることができる。

次に、報酬比例部分に係る法定の受給開始年齢が60歳から61歳へ引き上げられた際に、その引き上げの影響を直接に受ける1953～1954年度生まれの男性サラリーマンが年金の60歳繰り上げ受給をどの程度まで選択したのかについても前述のデータを利用して調べてみた。それによると、60歳からの年金受給開始者は13%強にとどまっており、絶対少数であった(図表3)。他方、報酬比例部分に係る法定の受給開始年齢が60歳であった1951～1952年度生まれの場合、60歳からの年金受給開始者は59%強に達していた。両者を比較すると、違いは歴然としており、法定の受給開始年齢引き上げが実際の年金受給開始時点を十中八九遅らせることは明らかである。ただ、その際にも、年金の繰り上げ受給制度が生活費確保の手段として少数とはいえ、60歳から活用されていたことを無視すべきではない。

なお、1951～1952年度生まれの男性サラリーマンの場合、年金受給開始直前に失業給付(求職者給付)を受給していた人が少なくなく、40%弱に達していた(注4)。

図表3 60歳からの年金受給者割合

生年度	1953～1954		1951～1952	
2015年度末の年齢	61～62歳		63～64歳	
報酬比例部分 法定受給開始年齢	61歳		60歳	
サンプル数	75		81	
60歳から年金受給	N	%	N	%
	10	13.3	48	59.3
(参考)年金受給直前に失業給付を受給	11	14.7	32	39.5

出所)「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(2015年12月調査)

注) 男性61～64歳(2015年度末年齢)、厚年加入240ヶ月以上のサンプル(156人)

【謝辞】本稿を準備する過程で小野暁史氏から有益なコメントとご助言を頂戴した。さらに、本稿の作成にあたりデータの処理や図の作成等の作業において富岡亜希子さんからご協力を賜った。両名に対して、お礼を申しあげる次第である。

(注)

1. 就業状況や厚生年金保険加入率は景気の状態等によっても変わりうる。2013～2014年度はアベノミクスの効果が顕在化しはじめた時期であり、景気回復によって当時60歳の人の雇用環境が好転していた可能性がある。したがって、厚生年金保険加入率のアップが年金の受給開始年齢引き上げのみによってもたらされたわけでは必ずしもないことに留意する必要がある。

2. 1953～1954年度生まれのサラリーマン男性の場合、60歳時に非正規で就業していた人の厚生年金保険加入率は83%であった。

3. たとえば、社会保障制度改革国民会議最終報告書「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」(2013年8月6日、43ページ)をみよ。

4. 拙稿「男性の半数強が年金受給直前に失業給付を受給」*Data Watch*、2016年2月2日、では2015年度末年齢が60歳以上74歳以下の男性サラリーマンについて集計した結果を報告している。<http://takayama-online.net/Japanese/pdf/web/datawatch/20160202.pdf>